

# 告示

## 埼玉県告示第四百八十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和八年七月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県自動車税事務所大宮支所、同熊谷支所、同所沢支所及び同春日部支所において行う県税に係る徴収金の収納事務	埼玉県さいたま市西区大字中釘二千八十二番地 一般社団法人埼玉県自動車整備振興会 代表理事 坂田 秋雄	令和八年四月一日から 令和九年三月三十一日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和八年四月一日

三 委託をした日

令和八年四月一日